

## 東日本大震災に伴う児童生徒の就学援助費の特例に関する要綱

(目的)

第1条 東日本大震災に伴う被災地域（以下「被災地域」という。）から転入・編入した児童・生徒に対する川崎市就学奨励規則（平成15年川崎市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に基づく就学援助費の支給については、川崎市就学援助費交付要綱（平成15年4月1日付け15川教学第721号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

(認定基準)

第2条 認定基準は、被災地域からの避難のため川崎市立小中学校に転入・編入した児童生徒の保護者で、交付要綱第4条第1項の規定に該当する者のうち、他の市町村から就学援助を受けていない者とする。

(援助の範囲)

第3条 交付要綱第5条に掲げる経費のほか、次の各号に掲げる経費を支給の対象とする。

- (1) P T A会費
- (2) 生徒会費
- (3) 体育実技用具費

(援助の期間)

第4条 この要綱に定める就学援助費の支給対象期間は、規則第2条第2項の規定にかかわらず、被災地域からの避難が終了するまでの間とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和2年2月10日 31川教学第2148号）

この改正要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和7年3月26日 6川教学第1778号）

この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。